

HP

25年度の 年額が決定 介護保険料

介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します

特別徴収（年金から保険料が天引きされている方）

今回確定した年額保険料から4・6・8月分を差し引いた額を10・12・2月に徴収します。なお、10月以降の保険料額は、今年度の保険料の平準化により、保険料段階に変更があった方や特別徴収が開始された方などを除き、ほぼ均等の額になります。

来年度の4月は、今年度の2月と同額で徴収します。

普通徴収（納付書で保険料を納めている方）

今回確定した年額保険料から1～3期分を差し引いた額になります。

4期（7月）以降も引き続き、毎月納付書で納めていただきます。

保険料の軽減制度

災害・失業等で保険料の納付が困難な場合の納付猶予や、保険料第3段階で生活に困窮している場合の保険料軽減の制度があります。

詳しいことは、お問合せください。

ださい。

お問合せ 介護保険課

▽保険料 ☎21・3033

▽納付相談 ☎21・3037

**介護保険施設入所者等の
居住費・食費の減額**

介護保険施設や短期入所施設に入所または入院の方で、利用者負担第1段階から第3段階に該当する場合、申請により居住費・食費の負担が減額されます。

**社会福祉法人による
利用者負担額の軽減**

社会福祉法人が提供する訪問介護などのサービスを利用する方は、申請により利用者負担が減額される場合があります。

※ 現在交付している「介護保険負担限度額認定証」「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」の有効期限は、6月30日(日)までです。引続き減額認定を申請する方は、7月中に手続きしてください。

お問合せ 介護保険課

☎21・3024

HP

骨粗しょう症検診 予約制

日時 毎週月曜日の午後1時～3時 ※祝日を除く
会場 総合保健センター
対象 検査日に40・45・50・55・60・65・70歳の女性
料金 500円
※ 健康保険高齢受給者証・非課税証明書の提出等により無料になる場合があります。
予約先 医師会健診検査センター ☎57-6571
(受付は平日の午前9時～午後5時)
お問合せ 健康増進課 ☎32-1545

高齢者インフルエンザ 予防接種の自己負担額免除

10月から実施する高齢者インフルエンザ予防接種の自己負担免除の確認書類に介護保険料決定通知書を使用することができます。

第1(生活保護受給者を除く)・第2・第3段階の表記がある通知書は、接種まで保管してください。

お問合せ 保健予防課 ☎32-1547



市役所がATMでお金を 還付することはありません!

市役所職員をかたった「還付金詐欺」と思われる不審な電話が増えています。医療費や保険料がATMの操作で返還されることは絶対にありません。まずはご家族や警察などに相談を!



くらしに関する総合的なご相談は
さあひやくとうばん

くらし安心110番 ☎21-3110

相談受付 平日 午前8時45分～午後5時半

悪質商法など消費者トラブルのご相談は
消費生活センター
(棒二森屋6階) ☎26-4646

相談受付 午前10時～午後4時 (日・祝は午前11時から)